

住民基本台帳の閲覧状況

令和5年度分

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表いたします。

申出者の氏名 (申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者または管理人の氏名)	委託者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民票の範囲	
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	総務省	「令和5年度消費者意識基本調査」 の調査対象者抽出	令和5年9月11日	小茂田	令和5年11月1日時点で15歳以上の男女